



埼労発基0903第5号
令和2年9月3日

関係団体の長 殿

埼玉労働局長



じん肺法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

日頃から労働安全衛生行政の推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、じん肺法（昭和35年法律第30号）、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和42年法律第92号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、各種健康診断やストレスチェックを実施した場合に、作成・保存することとしている健康診断結果の個人票及び労働基準監督署長に提出することとしている健康診断結果等の報告書について、その電子化や電子申請の促進の観点から、これらの様式中、医師、歯科医師又は産業医の押印、署名及び電子署名を不要とするため、じん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和42年労働省令第28号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）、高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号）、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）及び東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号）について、所要の改正が行なわれることとなりました。

これらにつきましては、令和2年8月28日から施行されております。

つきましては、貴団体におかれましても、改正の趣旨をご理解いただき、傘下会員等に対して、改正の内容等の周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

健康診断個人票や定期健康診断結果報告書等について、医師等の押印等が不要となります。

改正労働安全衛生関係法令が令和2年8月28日に施行されました。

健康診断個人票等について

様式第5号(第51条関係)(2)(裏面)

健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他の法定検査					
その他の検査					
医師の診断					
健康診断を実施した医師の氏名	印				
医師の意見					
意見を述べた医師の氏名	印				
歯科医師による健康診断					
歯科医師による健康診断を実施した歯科医師の氏名	印				
歯科医師の意見					
意見を述べた歯科医師の氏名	印				
備 考					

これまで必要だった医師や歯科医師の押印（電磁的記録で保存する場合は電子署名）が不要となり、記名のみでよいこととなります。

定期健康診断、特定化学物質健康診断やじん肺健康診断等の特殊健康診断等の全ての健康診断における取扱いとなります。

※ 図は定期健康診断の健康診断個人票の例で、
○は今回の改正により削除された箇所。

備考

- 労働安全衛生規則第44条、第45条若しくは第47条若しくは第48条までの健康診断、労働安全衛生法第66条第4項の健康診断(雇入時の健康診断を除く。)又は同法第66条の2の健康診断を行ったときに用いること。
- 「他の法定特殊健康診断の名称」の欄には、当該労働者が特定の業務に就いていることにより行うことになっている法定の健康診断がある場合に、次の番号を記入すること。
(1. 有機溶剤 2. 鉛 3. 四アルキル鉛 4. 特定化学物質 5. 高気圧作業 6. 電離放射線 7. 石棉 8. じん肺)
- BMIは、次の算式により算出すること。
$$BMI = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)}^2}$$
- 「視力」の欄は、矯正していない場合は()外に、矯正している場合は()内に記入すること。
- 「聴力」の欄の検査方法については、オージオメーターによる場合は1に、オージオメーター以外による場合は2に丸印をつけること。なお、労働安全衛生規則第44条第5項の規定により医師が適当と認める方法により行った聴力の検査については、1000ヘルツ及び4000ヘルツの区分をせずに所見の有無を1000ヘルツの所に記入すること。
- 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の規定により都道府県労働基準局長の指示を受けて行った健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。
- 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。
- 「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。
- 「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。



定期健康診断結果報告書等について

様式第6号(第52条関係)(表座)

定期健康診断結果報告書

80311		労働保険番号													
対象年	7:平成 9:令和	(月～月分)(報告回数)				健診年月日	7:平成 9:令和								
事業の種類	<p>これまで必要だった産業医の押印(電子申請する場合は電子署名)が不要となり、記名のみでよいこととなります。</p> <p>定期健康診断、特定化学物質健康診断やじん肺健康診断等の特殊健康診断等の全ての健康診断とストレスチェックにおける取扱いとなります。</p> <p>※ 図は定期健康診断結果報告書の例で、○は今回の改正により削除された箇所。</p>														
事業場の所在地	郵便番号()														
健康診断実施機関の名称															
健康診断実施機関の所在地															
健康診断項目	聴力検査(オージオメーターによる検査)(1000Hz)					聴力検査(オージオメーターによる検査)(4000Hz)					聴力検査(その他の方法による検査)				
	胸部エックス線検査					尿検査(糖)					尿検査(蛋白)				
	喀痰検査					心電図検査									
	血圧														
	貧血検査														
	所見のあった者の人数					医師の指示人数					歯科健診				
	産業医	氏名 所屬医療機関の名称及び所在地													

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

印

労働基準監督署への届出や申請の際は、電子申請をご活用ください!

今回の改正により、電子申請で定期健康診断結果報告書等を行う際に、**産業医による電子署名が不要**となり、電子申請をする際の利便性が向上しました。

電子申請やその事前準備は、電子政府の総合窓口「e-Gov」でご利用いただけます。事前準備について、詳しくは、「e-Gov 事前準備」を検索してください。